



## Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	甲第1586号
学位記番号	第24号
氏名	水野 和代
授与年月日	平成 29年 3月 24日
学位論文の題名	イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開に関する研究
論文審査担当者	主査： 伊藤 恭彦 副査： 田中 良三, 安藤 究

イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の  
歴史的展開に関する研究

2016年度 博士論文

内容要旨

名古屋市立大学大学院人間文化研究科  
人間文化専攻

指導教員 伊藤 恭彦 教授

学籍番号 1 2 4 8 0 3

氏名 水野 和代

インクルーシブ教育は、社会的排除の一部分である「教育政策からの排除」に着目し、社会や教育から排除される傾向にある特別な教育的ニーズや障害のある子ども達を対象として発展してきた。インクルーシブ教育は、今日、世界的な障害児教育政策のキー・コンセプトになっている。

イギリスは、インクルーシブ教育の先駆的な役割を果たしており、「2001年特別な教育的ニーズおよび障害法(Special Educational Needs and Disability Act 2001)」において、インクルーシブ教育を法制化している。さらに、2007年3月にはインクルーシブ教育を提唱する「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」)に署名し、2009年6月に批准している。また、「特別な教育的ニーズ」概念の見直しが図られ、2014年にはインクルーシブ教育政策に関わる新制度“Education, Health and Care Plan”(以下、「EHCプラン」)も開始されている。

現在、イギリスにおけるインクルーシブ教育は旧制度の見直しから新制度導入の段階に入り、教職員の育成や専門性の向上、財源の確保、カリキュラムの改革、関係機関との連携体制の構築など、様々な課題への対応を迫られている。

他方、日本は、2007年9月に「障害者権利条約」に署名し、国内法の整備に着手した後、2014年1月によりやく批准している。今まさに日本でどのようにインクルーシブ教育を実現し、展開していくのか、さらなる研究が必要とされている。

以上述べてきたことを踏まえ、本研究は、教育法・制度・政策の歴史研究に基づき、社会情勢によって、政府や教育を司る省庁などの政策主体がどのような課題を設定し、どのようなものを対象化してきたのかという視点で、以下の研究課題を明らかにするものとする。

第一に、インクルージョンの理論およびインクルーシブ教育の概念規定などの先行研究を分析した結果、障害児教育政策論の原点であるノーマリゼーション原理から、インテグレーション概念・統合教育、インクルージョン・インクルーシブ教育に至る過程において、各々を個別に検討した先行研究は見られるが、一つの流れとして、その歴史的展開を分析した先行研究はほとんど見られなかった。そ

れゆえ、本研究ではノーマリゼーション原理にまで遡り、いかなる歴史的展開の中でインクルーシブ教育の理論が構築され、世界の障害児教育政策の潮流となったのかを明らかにする。

第二に、先行研究には見られない新たな視点として、イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開を障害児教育の成立期からインクルーシブ教育政策に至るまで、社会情勢を踏まえながら、教育法の変遷を中心に分析・考察する。また、イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開・教育実践の成果や課題、課題克服の経緯から示唆を導き出し、今後、日本においてどのようにインクルーシブ教育を実現させていくのか、何が必要であるのか、その方向性と在り方を明らかにする。

第三に、イギリス現地小学校において調査を実施し、どのようにインクルーシブ教育政策が実践に反映され、教員や親はその成果と課題をどのように捉えているのかを明らかにする。実際の実践現場におけるインクルーシブ教育政策の反映性と関係者の評価を調査することは、イギリスだけではなく、インクルーシブ教育に向かっている日本にとって、特に必要なものである。

従って、本研究では、特別な教育的ニーズコーディネーター（以下、SENCO）や特別な教育的ニーズのある生徒の親にインクルーシブ教育政策の実施に関わる調査を行い、その結果から、インクルーシブ教育実践の成果と課題の傾向を提示する。そして、インクルーシブ教育の先駆的な役割を果たしているイギリスの実態から、インクルーシブ教育に向かおうとしている日本に対して、どのような示唆が与えられるか考察したいと考える。

イギリスにおける「特別な教育的ニーズ」という新概念が導入されて約三十年が経過した今、歴史的展開のみならず、「EHCプラン」の導入という課題克服の第一歩を踏み出すに至る経緯、課題解決の方法から、日本のインクルーシブ教育への示唆を導き出すという視点は、今までの先行研究には見られない、本研究独自のものである。その意味で、本研究は、日本における今後のインクルーシブ教育政策の構築・推進に寄与するものであり、そこに意義があると考えられる。

本研究では、以下の理由から、主たる研究の対象としてイギリスにおけるインクルーシブ教育政策を取り上げる。対象期間は、イギ

リスにおける障害児教育の成立期から 2015 年までとする。

第一に、インクルーシブ教育の発祥の地はイギリスを中心とした欧州であり、日本は端緒に就いたばかりである。そこで、先駆的なイギリスの歴史的展開を分析・考察することで、より多角的な視点からインクルーシブ教育政策の在り方を明らかにする。

第二に、日本の特別支援教育は、イギリスで生まれた概念である「特別な教育的ニーズ」をモデルとするなど、イギリスを手本にしながらか、制度・政策を構築していることは明らかであり、その点からもイギリスのインクルーシブ教育政策に関する詳細な研究が必要とされているといえる。

第三に、イギリスは、障害児（者）、学校教育、子どもを含めた家族に関する公的財政支出が日本に比べて多く、多様な取り組みがなされている。その点からも、イギリスを研究対象にすることで多様な示唆が得られると考える。

研究の方法は、障害児教育政策論の歴史的展開、イギリスのインクルーシブ教育政策の歴史的展開を、社会情勢を踏まえた上で、一連の教育法・法律制定に関わる報告書などの資料、文献から分析する。

また、インクルーシブ教育政策が教育実践にどのように反映されているのかを把握するために、本研究は現地調査を行う。まず、イギリス現地小学校の SENCO および特別な教育的ニーズのある生徒の親への質問紙調査を行い、その回答を基に、さらに訪問調査（授業見学・インタビュー調査・観察）を実施する。同様に、ソーシャルサービス機関において、訪問調査（インタビュー調査）を行う。

以下、本研究の章立てに沿って、内容について述べていく。

第 1 部「研究の課題と方法」（序章・第 1 章）では、外国文献を積極的に用いて、先行研究の分析をし、本研究における研究課題を明示した。

第 2 部「インクルーシブ教育に至る障害児教育政策論の歴史的展開」（第 2 章～第 4 章）において、ノーマリゼーション原理から、インクルージョン・インクルーシブ教育に至る障害児教育政策論の歴史的展開を分析・考察した。

その結果、明らかになったことは、以下の三点である。

第一に、ノーマリゼーション原理は、「当事者」、政府や社会省などの「政策主体」、「受け入れる場所（国・地域）」が合致したことで、推進されたことが明らかとなった。

第二に、ノーマリゼーション原理、インテグレーション概念・統合教育、インクルージョン・インクルーシブ教育の理論は、人としての権利を求めているという点において、通底していることが明らかとなった。

その根底には、「人としての権利を奪われることへの抵抗」、「排除への闘い」があると考えられる。また、障害児（者）の権利保障と発達を保障する視点が重要であることを主張した。

第三に、統合教育、インクルーシブ教育政策の課題は、政府や教育を司る省庁などの政策主体によって、支出を削減できるというメリットのみで推進される危険を内包している点であることを指摘し、重要な点として、①特別な教育的ニーズや障害のある子どもの権利保障と発達を保障する視点、②通常学校における基礎的環境整備、③社会全体の意識変革のための啓発の促進、の三点を主張した。

第3部「イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開」（第5章～第10章）では、イギリスにおける障害児教育の成立期から2015年までの歴史的展開を分析・考察した。また、インクルーシブ教育実践の現状を把握するために調査も実施した。

その結果、「インクルーシブ教育政策の歴史的展開」からは、1. 「特別な教育的ニーズ」概念の果たした先導的役割、2. 人と人との協同による進展、3. 教職員組合、障害者団体の継続的な努力、4. 制度・政策におけるトライ＆エラーの繰り返しによる発展、5. 学校全体で子どもを支える仕組みの構築、6. 特別な教育的ニーズのある子どもに対する低い期待の文化の転換と親の信頼を得ようとする方向性、が明らかとなった。

また、イギリス現地小学校における「インクルーシブ教育実践の調査結果」からは、(1)インクルーシブ教育は「標準」であるとする認識と受容・理解・共感というインクルーシブな学校文化の醸成、(2)近隣の学校との連携体制の構築、(3)特別な教育的ニーズのある生徒支援のための資金不足の課題、(4)インクルーシブ教育政策に実践が追いついていない部分がある点、(5)多様なサービスは用意

されているが利用し難い課題、(6)特別学校の存在意義および専門性の高さとフル・インクルージョンの実施の限界性、が明らかとなった。

第4部「総括」(終章)では、本研究で明らかになった点を総括し、イギリスから日本への示唆を導き出している。

「インクルーシブ教育政策の歴史的展開」から導き出された日本への示唆は、【1】医学的な障害カテゴリーから、「特別な教育的ニーズ」概念への漸進的な移行、【2】人と人との協同を重視した政策の策定、【3】制度・政策においてトライ&エラーを繰り返しながら、インクルーシブ教育政策を推進していく姿勢、【4】子どもとその家族を支える政策の必要性、【5】横の連携と支援の連続性の強化、【6】学校全体で子どもを支える通常学校教育の改革という視点、【7】教育水準の達成と包摂を両立する取組みの必要性、である。

加えて、「インクルーシブ教育実践」に関して、導き出された日本への示唆は、《1》通常学校教育の改革という視点の下、学校全体において受容・理解・共感の文化を醸成する必要性、《2》子どもを全体として捉え、必要に応じて各々に教育的支援を提供していく考え方の重要性、《3》近隣の学校との連携体制の構築、《4》財源確保と既存の資源を有効的に使う試み、《5》専門性が高く、力量のある SENCO や教員の養成、《6》他機関と協同して動ける人材の育成、《7》実践者や利用者の視点に立ったサービスの制度設計の必要性、《8》連続性のある多様な学びの場の保障、《9》教育的支援の質の保障と地域格差解消の必要性、である。

今後の研究課題としては、i. イギリスにおける「EHCプラン」施行後の検討、ii. 日本における障害児教育政策・インクルーシブ教育政策の歴史的展開および、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の成果と課題の検討、iii. 特別な教育的ニーズや障害のある子どもとその家族を支える支援体制の構築に関する検討、の三点を提示した。

なお、参考資料として、イギリス障害児教育・インクルーシブ教育の歴史的展開の流れを把握するために、「イギリス障害児教育・インクルーシブ教育史年表」を作成し、添付している。